

## (議事概要)

件名 令和5年度第4回草津市人権擁護審議会  
日時 令和5年11月10日(金)午後1時30分～午後3時00分  
場所 草津市役所2階特大会議室(ステージ側)  
出席委員 16名  
欠席委員 8名  
事務局 8名  
傍聴 1名

---

1. 開会

2. 議題

### ・答申(案)、要綱(例)について

資料1、2について修正点を事務局から説明後、答申(案)、要綱(例)の各項目を順に読み上げ、出席の委員全員で確認したもの。

#### 【以下審議内容】

会長 前回の意見を踏まえて事務局が修正をしたが、これに対して質問、意見はあるか。  
委員 答申(案)と要綱(例)内の「○人」の記載について、漢数字のところと算用数字のところがあるが、なにか使い分けがあるのか。

事務局 行政関係の文言の使い方にルールがあり、基本的には1人2人3人という数え方をする場合には算用数字を使う。おふたりや、特定のペアを指すような、数で数えない場合については、漢数字を使うというのが通例となっている。

会長 修正漏れがないか再度事務局で精査してください。  
委員 要綱(例)第12条(交付番号の公表)について、公表の要件を文章中に並列にならべるのではなく、1号、2号、3号と記載したほうがわかりやすいと思う。

事務局 どちらでも問題ないと考える。検討する。  
委員 並列で記載する場合においても、句読点が抜けているので、加える必要がある。  
委員 答申(案)のなかで、「～ことについて」、ではなく「～件について」のほうがよいのではないか。【答申(案)本文1行目】

事務局 検討する。  
委員 答申の附帯意見(4)－②アウトティングの防止に努めることについて、文部科学省は、アウトティングだけではなく、カミングアウトの強要についても触れている。カミングアウトの強要については付け加えなくてよいか。

会長 文章の書き方についても提案はあるか。  
委員 アウトティングの防止・カミングアウトの強要禁止等はどうか。  
委員 文言の順番としては、カミングアウトの強要禁止・アウトティングの防止の順で記載するのが良いと考える。

会長 この文言が入っているのは、草津市の教育委員会のものか。  
委員 文部科学省のものである。

会長 文部科学省を参考にして検討する。修正の最終決定は、事務局からの送付文書で御確認いただくことにする。

委員 要綱（例）について、かつこのあとに句読点の丸「(～。)」としているがこのように書く必要があるのか。

会長 法令はこのような書き方をする。

会長 要綱（例）第5条（本人確認）について、運転免許証返納時に交付される運転経歴証明書は、本人確認書類として認められているのか。何号で認めているのか。

事務局 4号である。

会長 全体を通して、指摘事項以外で、異論はないか。

委員 異論なし。

### 3. その他

#### ・草津市パートナーシップ宣誓制度の手引きについて

資料3の修正点について、事務局から説明。

（以下審議内容）

委員 滋賀県がパートナーシップ制度を作るというニュースを聞いたが、その場合、市町村のパートナーシップ宣誓制度はどのように扱うのか。

事務局 県からは、来年度中に制度を作っていくと聞いている。具体的な詳細はまだわからないが、他府県では、県と市の両方が導入している自治体も多くあり、県が導入した場合でも、市の制度の変更は必要ないと考えている。連携しながら取り組んでいきたいと考えている。

委員 県の動きについては、答申（案）附帯意見（4）－④「制度施行後、社会情勢の変化を注視し、適時・適切に制度の見直しを行うこと」で対応できるかと思う。

委員 今後のスケジュールについて教えてほしい。

事務局 今後は、11月20日に会長と副会長から市長への答申をいただく予定である。そのあと、答申の内容を踏まえて、市で要綱の素案を作成し、パブリックコメントという形で、市民の皆さんに御意見をいただく。導入時期は、市で調整し進める。なお、議会にも報告しており、制度の内容について意見はなかった。

会長 今回が最後の審議会である。いただいた意見については、事務局で検討し、私のほうで確認の上、確定をするという流れとする。他の委員の皆様にも、改めてお知らせする。それでは本日の議題を終了とする。

### 4. 部長挨拶

総合政策部長より挨拶